

平成29年第2回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市

平成29年6月16日

紀の川市議会議長 竹村 広明 様

紀の川市長 中村 慎司

議案の送付について

平成29年第2回紀の川市議会定例会に提出するため、下記議案に説明書を添えて送付します。

記

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

(紀の川市税条例の一部を改正する条例)

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

(紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例)

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて

(紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて

(紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて

(紀の川市保育料徴収条例の一部を改正する条例)

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて

(紀の川市介護保険条例の一部を改正する条例)

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて

(平成28年度紀の川市一般会計補正予算(第5号))

報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 28 年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算
(第 2 号))

議案第 50 号 紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第 51 号 平成 29 年度紀の川市一般会計補正予算 (第 1 号) について

議案第 52 号 平成 29 年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第 1 号
) について

議案第 53 号 財産の取得について

議案第 54 号 紀の川市土地開発公社の解散について

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月16日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

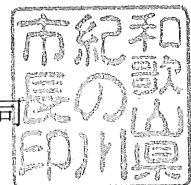
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀の川市税条例（平成17年紀の川市条例第54号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

紀の川市長 中 村 慎 司



理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第26号）等の公布及び施行に伴い、紀の川市税条例の一部を改正する必要が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

紀の川市税条例の一部を改正する条例

平成29年3月31日
条例第15号

紀の川市税条例（平成17年紀の川市条例第54号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後
(所得割の課税標準)		(所得割の課税標準)
第33条 略		第33条 略
2・3 略		2・3 略
4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある」と市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。		4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（ <u>市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ</u> 。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある」と市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。 <u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u>
(新設)		(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

改 正 前	改 正 後
(新設) 5 略 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。 (新設) (新設) (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項の申告書	(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。） 5 略 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 第36条の2第1項の規定による申告書 (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。） (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する

改 正 前	改 正 後
<u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u>	特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
2・3 略	2・3 略
(法人の市民税の申告納付) 第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。	(法人の市民税の申告納付) 第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき	2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき

改 正 前	改 正 後
法人税割額から控除する。 3 法第321条の8第2項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする）<u>は、その延長された納期限とする</u>。 4. 6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7. 3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならぬ。 4 略 5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に	法人税割額から控除する。 3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、<u>当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年1</u> 4. 6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7. 3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により <u>納付しなければならぬ。</u> 4 略 5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に

改 正 前	改 正 後
係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、<u>次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の1第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u> (1)・(2) 略 6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によ<u>って</u>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。 7 法人税法第81条の2第1項の規定によ<u>って</u>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける	係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、<u>前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の1第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u> (1)・(2) 略 6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によ<u>り</u>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。 7 法人税法第81条の2第1項の規定によ<u>り</u>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける

改 正 前	改 正 後
場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。 （法人の市民税に係る不足税額の納付の手続） 第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づき納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1	場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。 （法人の市民税に係る不足税額の納付の手続） 第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づき納付の告知を受けた場合には、<u> </u>、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により <u>納付</u>しなければならない。 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1
第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づき納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1	第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づき納付の告知を受けた場合には、<u> </u>、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により <u>納付</u>しなければならない。 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1

改正前	改正後
項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。 一。）の翌日から納付の日までの期間の日数に⁶応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しななければならない。	項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に⁶応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しななければならない。
3 略 4 第2項の場合において、<u>法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u>	3 略 4 第2項の場合において、<u>納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u>

改 正 前	改 正 後
(1) 略 (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日まで ____の期間 （固定資産税の課税標準） 第61条 略 2～7 略 8 法第349条の3、第349条の4又は第349条の5 ____の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3、第349条の4又は第349条の5に定める額とする。 9・10 略 （新設）	(1) 略 (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該増額更正____の通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間 （固定資産税の課税標準） 第61条 略 2～7 略 8 法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5 ____までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までに定める額とする。 9・10 略 （法第349条の3第28項等の条例で定める割合） 第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。 2 法第349条の3第29項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

改 正 前	改 正 後
(施行規則第15条の3第2項 の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第2項 の規定による補正の方法の申出は、当該家屋 に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事 項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) ・ (2) 略 (3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の区分 所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等 に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合 (4) 略 2 略 (法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額 のあん分の申出) 第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第 1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2 号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のあん分の 申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月 31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して 行わなければならない。 (1) ～ (4) 略	3 法第349条の3第30項に規定する市の条例で定める割合は 2分の1とする。 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及 び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の3の 2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋 に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事 項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) ・ (2) 略 (3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋 に係る建物の区分所有等 に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合 (4) 略 2 略 (法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額 の按分の申出) 第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第 1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2 号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の按分の 申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月 31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して 行わなければならない。 (1) ～ (4) 略

改 正 前	改 正 後
(5) 法第352条の2第1項の規定により<u>あん分する</u>場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の<u>あん分</u>の<u>申出</u>は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第74条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第74条の2において、「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第74条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度 に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類	(5) 法第352条の2第1項の規定により<u>按分する</u>場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の<u>按分</u>の<u>申出</u>は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第74条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第74条の2において、「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第74条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、<u>法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）</u>には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類

改 正 前	改 正 後
を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) ～ (5) 略 (6) 法第352条の2第3項の規定により<u>あん分</u>する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。 4 略	を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) ～ (5) 略 (6) 法第352条の2第3項の規定により<u>按分</u>する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の<u>按分</u>の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。 4 略
(被災住宅用地の申告) 第74条の2 法第349条の3の3第1項 (同条第2項において準用する場合及び同条第3項 (同条第4項において準用する場合を含む。)) の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。) の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度 (避難の指示等が行われた場合には、被災年度の翌年度又は翌々年度の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年) を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度	(被災住宅用地の申告) 第74条の2 法第349条の3の3第1項 (同条第2項において準用する場合及び同条第3項 (同条第4項において準用する場合を含む。)) の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。) の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度 (避難の指示等が行われた場合には、被災年度の翌年度又は翌々年度の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合に

改 正 前	改 正 後
初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) ～ (6) 略 2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年）を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度	は、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) ～ (6) 略 2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。）の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。
附 則 （個人の市民税の所得割の非課税の範囲等） 第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第	附 則 （個人の市民税の所得割の非課税の範囲等） 第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第

改 正 前	改 正 後
23条第1項の規定にかかわらず、<u>市民税の所得割</u>（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。 2・3 略 （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第8条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2・3 略 （読替規定） 第10条 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の5」とあるのは「若しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とする。 （法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合） 第10条の2 略 2～4 略	23条第1項の規定にかかわらず、<u>所得割</u>（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。 2・3 略 （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第8条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2・3 略 （読替規定） 第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 略 2～4 略

改 正 前	改 正 後
5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の3とする。	5 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	6 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	7 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	8 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	9 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
10 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	10 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
11 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。	11 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
12 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	12 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第10条の3 略	第10条の3 略
2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。	2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

改 正 前	改 正 後
(1) ～ (4) 略 3 略	(1) ～ (4) 略 3 略
4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。	4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。
(1) ～ (3) 略 5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。	(1) ～ (3) 略 5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
(1) 略 (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積	(1) 略 (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積
(3) 略 6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係	(3) 略 6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係

改 正 前	改 正 後
る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 略 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 略 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事	る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 略 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 略 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事

改 正 前	改 正 後
が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等 (6) 略 (新設)	が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等 (6) 略 9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 耐震改修が完了した年月日 (5) 耐震改修に要した費用 (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改 (新設)

改 正 前	改 正 後
9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規	修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部 分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則 第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日 から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附 則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなけ ればならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 （個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏 名又は名称） (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供 する部分の床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38 項に規定する補助金等 (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申 告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなか った理由 11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、 同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋 に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を 記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に 係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する 法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規

改 正 前	改 正 後
定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) ～ (4) 略 (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 略 (軽自動車税の税率の特例) 第16条 略 2 略 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略 4 略 (新設)	規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) ～ (4) 略 (5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 略 (軽自動車税の税率の特例) 第16条 略 2 略 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略 4 略 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車 が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回

改 正 前	改 正 後
	車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車 が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回 車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限 り、当該軽自動車 が平成30年4月1日から平成31年3月31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分 の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽 自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第8 2条の規定の適用については、当該軽自動車 が平成29年4月1 日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受け た場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車 が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車 両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限 り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げ る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(新設)

(新設)

改 正 前	改 正 後
<u>第16条の2 削除</u>	(<u>軽自動車税の賦課徴収の特例</u>) <u>第16条の2</u> 市長は、<u>軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車</u>が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、<u>国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u> <u>2</u> 市長は、<u>納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により当該国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであると</u>きは、<u>当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。</u> <u>3</u> 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 <u>4</u> 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「<u>納期限（附則第</u>

改 正 前	改 正 後
(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の3 略 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合 <u>に限り適用</u>するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。 (新設) (新設)	16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の3 略 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合 <u>(次に掲げる場合を除く。)</u>に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項 <u>及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u> (1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合 (2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

改 正 前	改 正 後
3 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の 規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ 当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1) ・ (2) 略 2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に	3 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項 において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1) ・ (2) 略 2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に

改 正 前	改 正 後
対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合は、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の2 略 2・3 略 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの)に限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。 _____ (新設) _____ (新設)	対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の2 略 2・3 略 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(_____ 市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ _____)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 第36条の2第1項の規定による申告書 (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定によ

改 正 前	改 正 後
5 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の3 略 2・3 略 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。 (新設) (新設) 5 略	<u>り前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u> 5 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の3 略 2・3 略 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(<u>市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ</u>。) に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(<u>条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>) に限り、適用する。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u> (1) 第36条の2第1項の規定による申告書 (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。) 5 略

改 正 前	改 正 後
6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由がある」と市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。	6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書 にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由がある」と市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

附 則（平成29年3月31日条例第15号）
（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第6条の規定 公布の日
- (2) 附則第5条第1項の改正及び次条第2項の規定 平成31年1月1日
- (3) 附則第5条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の紀の川市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第2号に掲げる規定による改正後の紀の川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第61条第8項及び附則第10条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第4項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定す

る協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 6 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを紀の川市税条例第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるとし、当該申出の機会を与えられた第三者者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（紀の川市税条例第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

(紀の川市税条例の一部改正)

第5条 紀の川市税条例の一部を改正する条例（平成26年紀の川市条例第55号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後	
附 則（平成26年6月27日条例第55号）		附 則（平成26年6月27日条例第55号）	
第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税		第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る紀の川市税条例	
及び新条例 附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる		第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ	

改 正 前		改 正 後	
同表の右欄に掲げる字句とする。		同表の右欄に掲げる字句とする。	
新条例第82条第2号ア	3, 900円	第82条第2号ア (イ)	3, 900円
	6, 900円		
	10, 800円	第82条第2号ア (ウ) a	6, 900円
	3, 800円		10, 800円
	5, 000円	第82条第2号ア (ウ) b	3, 000円
新条例附則第16条第1項の表以外の部分	第82条	附則第16条第1項	4, 000円
	紀の川市税条例の一部を改正する条例 (平成26年紀の川市条例第55号。以下この条において「平成26年改正条例」という。) 附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条		紀の川市税条例の一部を改正する条例 (平成26年紀の川市条例第55号。以下この条において「平成26年改正条例」という。) 附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条
新条例附則第16条第1項の表第2号アの項	第2号ア	附則第16条第1項の表第2号ア (イ)の項	第2号ア (イ)
	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア		平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア (イ)
	3, 900円		
	6, 900円		

改 正 前			改 正 後		
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>	附則第16条第1項 の表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	<u>3,100円</u> 平成26年改正条 例附則第5条の規 定により読み替え て適用される第8 2条第2号ア(ウ)) a
	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>			
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>			
			附則第16条第1項 の表第2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	<u>5,500円</u> <u>7,200円</u> 平成26年改正条 例附則第5条の規 定により読み替え て適用される第8 2条第2号ア(ウ)) b
					<u>3,000円</u> <u>4,000円</u>

(紀の川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 紀の川市税条例等の一部を改正する条例(平成28年紀の川市条例第19号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後	
第1条の2	紀の川市税条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。	第1条の2	紀の川市税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(軽自動車税の種別割の税率の特例) 第16条 略 (軽自動車税の賦課徴収の特例) 第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	(軽自動車税の種別割の税率の特例) 第16条 略 第16条の2 削除

改 正 前		改 正 後	
4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。 （紀の川市税条例の一部を改正する条例の一部改正） 第2条 紀の川市税条例の一部を改正する条例（平成26年紀の川市条例第55号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分 は、次の表中下線の部分である。		（紀の川市税条例の一部を改正する条例の一部改正） 第2条 紀の川市税条例の一部を改正する条例（平成26年紀の川市条例第55号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分 は、次の表中下線の部分である。	
附 則（平成26年6月27日条例第55号） 第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る紀の川市税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		附 則（平成26年6月27日条例第55号） 第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る新条例第82条及び新条例 附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
第82条第2号ア	3, 900円	3, 900円	3, 100円
(イ)		6, 900円	5, 500円
第82条第2号ア		10, 800円	7, 200円
(ウ) a	10, 800円	3, 800円	3, 000円
第82条第2号ア	3, 800円	5, 000円	4, 000円
(ウ) b	5, 000円		
附則第16条第1	第82条	第82条	紀の川市税条例の 一部を改正する条

改 正 前		改 正 後	
項	一部を改正する条 例（平成26年紀 の川市条例第55 号。以下この条に おいて「平成26 年改正条例」とい う。）附則第5条 の規定により読み 替えて適用される 第82条	の部分	例（平成26年紀 の川市条例第55 号。以下この条に おいて「平成26 年改正条例」とい う。）附則第5条 の規定により読み 替えて適用される 第82条
附則第16条第1 項の表第2号ア（ イ）の項	第2号ア（イ）	新条例附則第16 条第1項の表第2 号アの項	平成26年改正条 例附則第5条の規 定により読み替え て適用される第8 2条第2号ア
	3, 900円		3, 100円
	第2号ア（ウ） a		5, 500円
附則第16条第1 項の表第2号ア（ ウ） a の項			7, 200円
	6, 900円		3, 000円
	10, 800円		4, 000円

改 正 前		改 正 後	
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) bの項	第2号ア (ウ) b	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) b	
		3, 800円	3, 000円
		5, 000円	4, 000円
附 則 (平成28年3月31日条例第19号) (施行期日)			
第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。			
(1)	略	(1)	略
(2)	第1条中紀の川市税条例附則第16条の改正及び	(2)	第1条中紀の川市税条例附則第16条の改正及び第2条の規定並びに附則第3条の2の規定 平成29年4月1日
(3)	略	(3)	略
(4)	第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中紀の川市税条例等の一部を改正する条例 (平成27年紀の川市条例第24号) 附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正 (「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。) 並びに附則第2条の2及び第4条の規定	(4)	第1条の2の規定及び 第3条中紀の川市税条例等の一部を改正する条例 (平成27年紀の川市条例第24号) 附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正 (「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。) 並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月16日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、紀の川市都市計画税条例（平成１７年紀の川市条例第５７号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

平成２９年３月３１日

紀の川市長 中 村 慎 司



理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成２９年法律第２号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成２９年政令第１１８号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成２９年総務省令第２６号）等の公布及び施行等に伴い、紀の川市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分する。

紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例

平成29年3月31日
条例第16号

紀の川市都市計画税条例（平成17年紀の川市条例第57号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改	正	前	改	正	後
附 則 1 略 1の<u>2～1の4</u> 略 (新設) 2・3 略 4 附則第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの			附 則 1 略 2～4 略 (法附則第15条第44項の条例で定める割合) 5 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。 6・7 略 8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの		

改 正 前	改 正 後
規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、<u>附則第2項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0. 6以上0. 7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第2項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。) 又は法附則第15条から第15条の3(第19項を除く。) 又は法附則第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときから第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。) とする。 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0. 7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第2項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。) 又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等で	規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0. 6以上0. 7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。) 又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときから第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。) とする。 10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0. 7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。) 又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等で

改 正 前	改 正 後
あるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。	であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。
<u>7・8 略</u>	<u>11・12 略</u>
<u>9 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第7項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。	<u>13 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第11項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</u>
<u>10 附則第2項及び第4項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第2項及び第5項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第3項、第5項及び第6項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第5項から第7項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第7項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第7項の前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</u>	<u>14 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第11項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第11項の前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第12項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</u>
<u>11 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項、第4</u>	<u>15 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第4</u>

改 正 前	改 正 後
2項 若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 12 略	2項、第44項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 16 略

附 則 (平成29年3月31日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の紀の川市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月16日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

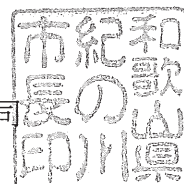
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀の川市国民健康保険税条例（平成17年紀の川市条例第58号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

紀の川市長 中 村 慎 司



理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）の公布及び施行に伴い、紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成29年3月31日
条例第17号

紀の川市国民健康保険税条例（平成17年紀の川市条例第58号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略	(国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略

改 正 前	改 正 後
(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき48万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 略	(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 略

附 則 (平成29年3月31日条例第17号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の紀の川市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月16日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀の川市消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀の川市条例第203号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

紀の川市長 中 村 慎 司



理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成29年政令第57号）の公布及び施行に伴い、紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要があるが生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

平成29年3月31日
条例第18号

紀の川市消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀の川市条例第203号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中線の部分である。

改	正	後
(補償基礎額)	(補償基礎額)	(補償基礎額)
第5条 略	第5条 略	第5条 略
2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。	2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。	2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。
(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日若しくは診断によって <u>疾病の発生</u> がある疾病の発生が確定した日若しくは診断により <u>疾病の発生</u> が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。	(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日若しくは診断によって <u>疾病の発生</u> がある疾病の発生が確定した日若しくは診断により <u>疾病の発生</u> が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。	(1) 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日若しくは診断により <u>疾病の発生</u> がある疾病の発生が確定した日若しくは診断により <u>疾病の発生</u> が確定した日において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。
(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかか	(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかか	(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかか

改 正 前	改 正 後
り、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、8、800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4、200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については433円を、第2号 から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に掲げる者がいない場合には、そのうち1人については367円）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。	り、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、8、800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4、200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により、死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により、疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については333円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

改 正 前	改 正 後
(1) 略 (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 (新設) (3) ～ (5) 略 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。	(1) 略 (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (4) ～ (6) 略 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

附 則 (平成29年3月31日条例第18号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の紀の川市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた同条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

報告第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 29 年 6 月 16 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、紀の川市保育料徴収条例（平成２７年紀の川市条例第３号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

平成２９年３月３１日

紀の川市長 中 村 慎 司



理由

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成２９年政令第９５号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成２９年内閣府令第１８号）の公布及び施行に伴い、紀の川市保育料徴収条例の一部を改正する必要が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分する。

紀の川市保育料徴収条例の一部を改正する条例

平成29年3月31日
条例第19号

紀の川市保育料徴収条例（平成27年紀の川市条例第3号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後	
別表第1（第3条関係） （1）保育料徴収基準額表（教育標準時間認定）		別表第1（第3条関係） （1）保育料徴収基準額表（教育標準時間認定）	
各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分	階層区分	定義	
	略	略	
	第2階層	略	
	第3階層	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	77,100円以下 要保護世帯等以外の世帯
	第4階層	略	
保育料（月額）		保育料（月額）	
略		略	
第2階層		略	
第3階層		5,950円 12,900円	
第4階層		略	
略		略	
（2）保育料徴収基準額表（保育認定）		（2）保育料徴収基準額表（保育認定）	
各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分	
定義		定義	
略		略	
第2階層		略	
第3階層		3歳児	
第4階層		4歳以上児	
略		略	

改 正 前					改 正 後				
略	略	時間	間	時間	略	時間	間	時間	間
第2階層	略	略	略	略	略	略	略	略	略
第3階層	第1階層を除き、当該年度未 満	48,600円	要保護世帯等	6,100円	略	48,600円	要保護世帯等	4,800円	4,800円
第4A階層	分の市町村民48,600円	要保護世帯等	10,800円	10,650円	略	略	略	略	略
第4B階層	税課税世帯で以上77,1 あって、その01円未満	略	略	略	略	略	略	略	略
略	所得割の額が	略	略	略	略	略	略	略	略
略	次の区分に該 当する世帯	略	略	略	略	略	略	略	略
(3) 保育料徴収基準額表 (保育認定)					(3) 保育料徴収基準額表 (保育認定)				
各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分					各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分				
階層区分	定義				階層区分	定義			
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
第2階層	略	略	略	略	第2階層	略	略	略	略
第3階層	第1階層を除き、当 該年度分の市町村	48,600円未満	要保護世帯等	7,300円	第3階層	第1階層を除き、当 該年度分の市町村	48,600円未満	要保護世帯等	7,200円
第4A階層	民税課税世帯であ って、その所得割	48,600円以上	要保護世帯等	12,000円	第4A階層	民税課税世帯であ って、その所得割	48,600円以上	要保護世帯等	7,200円
第4B階層	の額が次の区分に 該当する世帯	略	略	略	第4B階層	の額が次の区分に 該当する世帯	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
備考					備考				

改正前			改正後		
1～6 略	1～6 略				
7 生計を一にする世帯において、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2に規定する特定被監護者等が2人以上いる場合の保育料は、最年長の特定被監護者等から順に2人目については、この表の規定にかかわらず次に掲げる基準額とし、3人目以降については、教育標準時間認定を受けた当該年度分市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯、保育認定を受けた当該年度分市町村民税所得割課税額が77,101円未満の要保護世帯等の世帯及び保育認定を受けた当該年度分市町村民税所得割課税額が57,700円未満の要保護世帯等以外の世帯は0円とする。	7 生計を一にする世帯において、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2に規定する特定被監護者等が2人以上いる場合の保育料は、最年長の特定被監護者等から順に2人目については、この表の規定にかかわらず次に掲げる基準額とし、3人目以降については、教育標準時間認定を受けた当該年度分市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯、保育認定を受けた当該年度分市町村民税所得割課税額が77,101円未満の要保護世帯等の世帯及び保育認定を受けた当該年度分市町村民税所得割課税額が57,700円未満の要保護世帯等以外の世帯は0円とする。				
(1) 保育料徴収基準額表（教育標準時間認定）			(1) 保育料徴収基準額表（教育標準時間認定）		
定義		保育料（月額）	定義		保育料（月額）
生活保護世帯等を除き、当該年度分の市町村民要保護世帯等以外の世帯		1,500円	生活保護世帯等を除き、当該年度分の市町村民要保護世帯等以外の世帯		0円
税非課税世帯（所得割非課税世帯を含む。）			税非課税世帯（所得割非課税世帯を含む。）		
生活保護世帯等を除き、当該年度分の市町村民要保護世帯等		略	生活保護世帯等を除き、当該年度分の市町村民要保護世帯等		略
税課税世帯であって、その所得割の額が77,100円未満の要保護世帯等以外の世帯		6,450円	税課税世帯であって、その所得割の額が77,100円未満の要保護世帯等以外の世帯		5,650円
円以下の世帯			円以下の世帯		
(2) 保育料徴収基準額表（保育認定）			(2) 保育料徴収基準額表（保育認定）		
定義		保育料（月額）		保育料（月額）	
		3歳児	4歳以上児		
		保育標準保育短時間	保育標準保育短時間	保育標準保育短時間	保育標準保育短時間
生活保護世帯等を除き、当該年度分要保護世帯等	要保護世帯等	2,400円	2,400円	2,400円	0円
の市町村民税非課税世帯	以外の世帯			0円	0円
生活保護世帯等を除き、当48,600円	略	略	略	略	略

改 正 前				改 正 後			
該年度分の市町村民税課税未 世帯であって、その所得割 の額が次の区分に該当する 世帯		略	略	略	略	略	略
(3) 保育料徴収基準額表 (保育認定)							
定義		保育料 (月額)		定義			
		3歳未満児					
		保 育 標 準 保 育 短 時 時 間	保 育 標 準 保 育 短 時 時 間				
生活保護世帯等を除き、当該年度分の市町村民税非課 税世帯		3,600円		要保護世帯等 以外の世帯		0円	
生活保護世帯等を除き、当該年度分の 市町村民税課税世帯であって、その所 得割の額が次の区分に該当する世帯		略		略		略	
		略		略		略	

該年度分の市町村民税課税未 世帯であって、その所得割 の額が次の区分に該当する 世帯		略	略	略	略	略	略
(3) 保育料徴収基準額表 (保育認定)							
定義		保育料 (月額)		定義			
		3歳未満児					
		保 育 標 準 保 育 短 時 時 間	保 育 標 準 保 育 短 時 時 間				
生活保護世帯等を除き、当該年度分の市町村民税非課 税世帯		3,600円		要保護世帯等 以外の世帯		0円	
生活保護世帯等を除き、当該年度分の 市町村民税課税世帯であって、その所 得割の額が次の区分に該当する世帯		略		略		略	
		略		略		略	

備考 別表第1は、縮小して表示しています。

附 則 (平成29年3月31日条例第19号)
この条例は、平成29年4月1日から施行する。

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月16日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

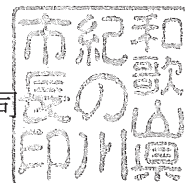
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、紀の川市介護保険条例（平成１７年紀の川市条例第１４２号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

平成２９年３月３１日

紀の川市長 中 村 慎 司



理由

低所得者に対する介護保険料軽減強化の完全実施について、平成２９年度から予定されていた公費投入が消費税の増税延期により見送られたことから、従前の軽減措置の期間を延長することに伴い、紀の川市介護保険条例の一部を改正する必要性が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分する。

紀の川市介護保険条例の一部を改正する条例

平成29年3月31日
条例第20号

紀の川市介護保険条例（平成17年紀の川市条例第142号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(保険料率) 第6条 略 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額試課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度及び平成28年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、32,000円とする。 3 略	(保険料率) 第6条 略 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額試課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、32,000円とする。 3 略

附 則（平成29年3月31日条例第20号）
この条例は、平成29年4月1日から施行する。

報告第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月16日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成28年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

紀の川市長 中 村 慎 司



報告第8号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月16日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

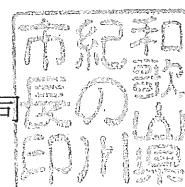
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成28年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第2号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

紀の川市長 中 村 慎 司



議案第50号

紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

紀の川市職員の育児休業等に関する条例（平成17年紀の川市条例第38号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年6月16日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

職員の子どもが、保育所、認定子ども園又は家庭的保育事業における保育の利用を希望し、申し込んだが入所できない場合において、再度の育児休業、育児休業の期間の再度の延長又は育児短時間勤務を認めることに伴い、所要の改正を行うため。

改正前	改正後
(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) ～ (5) 略 (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと	(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) ～ (5) 略 (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定子ども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）</u><u>における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。</u> (育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情) 第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配

改 正 前	改 正 後
偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したと その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこととする。 (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) ～ (6) 略 (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。	偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したと、<u>育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこととする。</u> (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) ～ (6) 略 (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したと、<u>育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。</u>

附 則 (平成 年 月 日 条例第 号)
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 1 号

平成 2 9 年度紀の川市一般会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 9 年度紀の川市一般会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

平成 2 9 年 6 月 1 6 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 52 号

平成 29 年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 29 年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める。

平成 29 年 6 月 16 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第53号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年紀の川市条例第62号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1. 財産の名称、数量 | 小学校校務用コンピュータ機器 148台 |
| 2. 取得の方法 | 指名競争入札による取得 |
| 3. 取得価格 | 金27,920,160円 |
| 4. 契約の相手方 | 和歌山県紀の川市貴志川町神戸893番地3
有限会社カワカミ
代表取締役 河上 泰三 |

平成29年6月16日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

老朽化した小学校校務用コンピュータ機器を更新するため、財産の取得の議決を求める。

議案第54号

紀の川市土地開発公社の解散について

紀の川市土地開発公社の解散に関し、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第22条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年6月16日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

社会情勢の変化等に伴い、紀の川市土地開発公社を解散することについて、議会の議決を経て県知事に届出するため。